

### 市長の退職手当支給率改定についての考え方

市長・副市長の退職手当は、平成16年の特別職報酬等懇話会提言が反映されていないこともあり、高い水準にある。

- ・市長 給料月額  $\times 60/100 \times$  在職月数
- ・副市長 給料月額  $\times 35/100 \times$  在職月数

適正な支給額の審議にあたっては、提言の内容を開始点とした。

- ・市長 給料月額  $\times 45/100 \times$  在職月数
- ・副市長 給料月額  $\times 30/100 \times$  在職月数

提言後の状況として勘案すべきポイント

- ・尼崎市の近隣各市（芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市）において、市長及び副市長の退職手当の支給率は引き下げされている。
- ・財政状況のみをもって、退職手当の支給水準に影響させるべきではないが、その財政状況が改善されていないことも事実である。
- ・その一方で、尼崎市は平成21年度に特例市から中核市に移行している。
- ・中核市において、市長の退職手当に乗じる係数を40/100とする自治体は存在するが、40/100未満とする自治体は存在しない。

これらの状況を総合的に考慮すると、市長の退職手当係数は45/100から引き下げるべきであるが、中核市市長としての職責を考えると40/100を下回ることは適当ではない。このような尼崎市を取り巻く様々な社会情勢等を考慮したなかで、あえて、中核市の最低水準となる40/100を市長の退職手当の係数とする。